

(参考資料1) 覚書(案)

王子公園再整備にかかる大学設置・運営事業 覚書(案)

神戸市(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)とは、王子公園再整備にかかる大学設置・運営事業(以下「本事業」という。)の着手にあたり、次のとおり覚書を締結する。

なお、本事業の実施に向け、甲が行った公募(以下「事業者公募」という。)の際の「王子公園再整備にかかる大学設置・運営事業者公募要項」(令和4年12月。以下「公募要項」という。)において定義された用語は、本覚書において別途の定めのない限り、本覚書においても同様の意義を有する。

(趣旨)

第1条 本覚書は、甲及び事業者公募において優先交渉権者に決定された乙が、本事業の実施に向けて必要となる事項を定めるものである。

(公募による規定の遵守)

第2条 乙は、公募要項に定められた規定を遵守しなければならない。

(事業実施計画の協議)

第3条 乙は、乙が事業者公募において提案した「事業実施計画」の内容、並びに「事業実施計画」を実施するための都市計画の変更及び地区計画の策定に関し、甲と誠実に協議しなければならない。この協議の中で、「事業実施計画」の見直しが必要になった場合には、乙は「事業実施計画」に必要な修正・変更を行い、変更後の「事業実施計画」について甲の承認を受けなければならない。

2 「事業実施計画」は、前項による甲の承認をもって確定するものとする。

(基本協定)

第4条 甲及び乙は、前条による「事業実施計画提案書」の確定後、速やかに「事業実施計画」の内容を反映した基本協定(以下「基本協定」という。)を締結する。

2 甲及び乙は、乙に対して優先交渉権者に選定された旨が通知された日から3カ月以内に基本協定を締結するものとする。ただし、甲は、特に必要があると認める場合、基本協定の締結時期を延期することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による解除)

第5条 甲は、乙に次の各号のいずれかが生じた場合、乙に対して書面により通知することにより、本覚書を解除することができる。

- (1) 公募要項に定められた規定、又は本覚書上の義務に違反した場合
- (2) 事業者公募における提案内容又は提出書類に虚偽又は重大な誤りがあった場合
- (3) 破産、民事再生の申し立てがあった場合又は第三者にこれを申し立てられた場合
- (4) 解散した場合
- (5) 差押え、仮差押え又は競売の申し立て、公租公課の滞納処分、仮差押命令の執行を受けた場合

## (参考資料1) 覚書(案)

(6) 文部科学大臣から乙又は乙が運営する大学に対する行政処分を受けた場合

(7) その他、乙に本事業を実施させることが不相当と認める(1)ないし(6)に準じる事由が生じた場合

2 前項により本覚書が解除された場合、乙は、本覚書の解除によって甲に生じた損害を賠償しなければならない。

## (協議の不調による解除)

第6条 前条第1項に掲げる場合のほか、甲は、「事業実施計画」の確定又は基本協定の締結が困難であると判断した場合、乙に対して書面により通知することにより、本覚書を解除することができる。

2 前項により本覚書が解除された場合、甲及び乙は、互いに相手方に対し、何らの損害賠償責任も負わないものとする。

## (権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、本覚書上の地位又は本覚書により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、担保その他の権利の用に供し、又は承継させてはならない。

## (秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本事業又は本覚書に関し相手方から秘密として提供を受けた情報について、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないことを、本覚書により相互に確認する。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

(1) 本事業に関連する業務の委託先等に守秘義務を課して開示するもの。

(2) 甲が神戸市情報公開条例(平成13年7月16日条例第29号)等関連する法令等に基づき開示するもの。

(3) その他、法令等により開示が必要とされるもの。

2 甲及び乙は、前項ただし書の規定により情報を開示する場合は可能な範囲内で相手方にその旨を事前に連絡するよう努めるものとし、かつ、情報を開示した後においては速やかに相手方にその旨を通知しなければならない。

## (本覚書の変更)

第9条 本覚書の規定は、甲及び乙間の書面による合意がなければ変更できないものとする。

## (本覚書の有効期間)

第10条 本覚書の有効期間は、別途定める場合を除き、本覚書締結の日から第4条に基づき締結する基本協定締結日までとする。なお、本覚書の失効後も、第8条の規定の効力は存続する。

## (共同事業グループに対する乙の義務)

第11条 乙が共同事業グループの場合、乙は、甲の承認なく、「事業実施計画」で登録した構成員を変更してはならない。

2 前項の場合、乙の代表法人は、構成員が本覚書に関して行うすべての行為について、構成員

(参考資料1) 覚書 (案)

と連帯して甲に対する責任を負うものとする。

(管轄裁判所)

第12条 本覚書に関して甲と乙との間に生じた紛争の解決は、神戸地方裁判所又は神戸簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項等)

第13条 本覚書に定めのない事項やその他必要な事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

乙